

全国海運組合連合会
第318回理事会議事録

日 時 平成27年1月21日(水) 16:00～16:45

場 所 東京平河町・ホテルルポール麹町 3階 マーブル

議 題

1. 暫定措置事業資金収支実績に係る件
2. 預託金償還手続き要領に係る件
3. 主要オペレーターの輸送動向(11月実績値)に係る件
4. 平成27年度海運税制改正要望結果に係る件
5. 平成27年度海事局関係予算決定概要に係る件
6. 民間6級海技士(機関)短期養成講座募集人員確保に係る件
7. その他、今後の会議開催予定

定刻、事務局より過半数の理事の出席を得て本理事会は適法に成立した旨報告し、定款の定めにより小比加会長が議長となり、直ちに審議に入った。

議題1. 暫定措置事業資金収支実績に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り報告した。

平成26年12月末時点での収支実績である。

収入合計 87億71百万円

支出合計 29億50百万円

収支差額 58億21百万円

借入金残高は 434億16百万円

11月期建造認定額8億41百万円のうち、80%の6億73百万円が納入されると仮定すると、年度末収支差額は63億96百万円となることから、預託金早期償還分21億円を今年度末で確保し、次期繰り越しとする案を当局に提示していたが、交付金交付額の算定と同様、次年度資金管理計画の中で対応すべきものとして、当局の了解は得られなかった。

また、下期の交付金交付枠は既に解撤等完了届が提出されている39百万円以内とし、次期必要経費を確保した上で下期返済額を54億16百万円とした。

この結果、年間返済額は上期返済額26億36百万円と合わせ、合計80億52百万円となり、借入金残高は380億円となる予定である。

以上の報告の後、議長が意見を求めた処特に無く、了承された。

議題2. 預託金償還手続き要領に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り報告した。

預託金償還手続きに関しては、前回第317回理事会においてご案内の通り、透明且つ厳正な審査基準に基づいて償還決定を行う旨定めたところであるが、長期間預託頂いている間に預託金証書名義人が亡くなり、更に相続された方も亡くなるなど、いろいろなケースが発生していることから事例研究を重ね、今般「預託金償還手続き要領」を設定したものである。

本要領では、「徴収執行権を有する国及び地方公共団体の機関による差押債権については、アより優先して償還する」として最優先で償還することとした。

また、「償還申請が早期償還対象額を超える場合には個々のおかれた事情を斟酌し、国交省の承認を得た上で優先順位を調整することができる」として、待つことが大きな負担となる零細事業者を優先して償還できるとした。

更に、審査の結果、「償還認定通知書」を受けた申請者に総連合会へ預託金証書の正本提出を義務付けたが、徴収執行権を有する国及び地方公共団体の機関が預託金証書を保持していない場合であっても、総連合会がやむを得ないと認めた場合は、当該預託金証書の効力を無効とすることを条件に償還することとした。

なお、参考までに組合別一覧を添付したので参照願いたい。

以上の報告の後、議長が意見を求めた処特に無く、了承された。

議題3. 主要オペレーターの輸送動向(11月実績値)に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り報告した。

貨物船全体の合計は前年比98%となっており、一部の品目では前年見られた消費税増税前の駆け込み需要等が無かったことから減少し、時化の影響も見られた。

一方、油送船全体の合計は前年比94%であり、転送需要はそこそこあったが、それ以上に実需の落ち込みが見られた。11月の北海道は低温だったものの、全国的には前年比1℃気温が高く、灯油等の輸送に影響が出た。

特に、黒油は火力発電所の他燃料へのシフトの影響による需要減と時化の影響も一部に見られ、前年比81%となり、4月以降減少傾向が続いている。

以上の報告の後、議長が意見を求めた処特に無く、了承された。

議題 4. 平成 27 年度海運税制改正要望結果に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り報告した。

平成 27 年度海運税制については、各位のご協力により「船舶の特別償却制度」が現行償却率のまま 2 年間延長されることとなった。但し、居住区等には LED 照明の設備、船底塗料は低摩擦塗料の使用等設備要件の見直しが行われる。

なお、今回、特別償却制度が 2 年間延長となったことにより、29 年度税制改正時に昨年 3 年間延長となった「船舶の買換特例」と「中小企業投資促進税制」と併せて 3 税制が同時に期限切れを迎えることとなり、大変厳しい状況が予想されることから、その時に備えて今からでも地元出身の代議士先生方と昵懇にお付き合い頂くよう、お願いしたい。

以上の報告の後、議長も重ねて 29 年度税制改正時には予断を許さぬ状況から、引き続き各位の協力を願う旨、付言した。

以上の後、議長が意見を求めた処特に無く、了承された。

議題 5. 平成 27 年度海事局関係予算決定概要に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り報告した。

平成 27 年度海事局関係予算では、船員の確保・人材育成に前年度比 15.2% 増の 1 億 66 百万円を確保頂いた。

「船員計画雇用促進等事業」については、本事業発足時は毎年度雇用が条件となっていたが、現在では必ずしも毎年度雇用に拘っていないことから、全ての事業者が対象になり得るものであり、地元運輸局ともよく相談の上、大いに活用願いたい。

また、「内航船員就業ルート拡大支援事業」は 6 級海技士短期養成制度の社船実習に船舶を提供する事業者に対し支援するというものであり、総連合会の支援策と合わせれば、船主の負担が大きく軽減されるものと思われる。

以上の報告の後、議長が意見を求めた処特に無く、了承された。

議題 6. 民間 6 級海技士（機関）短期養成講座募集人員確保に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り報告した。

本制度は事業者、特に全海運からの要望に応え、総連合会並びに国交省の迅速な対

応の結果実施されることとなったものである。

今般、早速受講生の募集が行われるに当たり、器は作ったものの人が集まらないと言ったことは避けねばならず、各位の大いなるご協力をお願いするものである。海洋共育センターで作成した受講生募集チラシ、ポスター等についても効果的な使い方が求められることから、重ねてご協力をお願いするものである。

以上の後、議長は海洋共育センター理事長の藏本理事に、現時点での受講生の応募状況について報告を求めた処、藏本理事は、まだスターとしたばかりのことであり、現時点で報告できるものはない旨、回答した。

議長は、本制度は業界、特に全海運挙げて要望したものであり、是非とも成功させねばならないとし、各位に改めて協力を要請した。

議題 7. その他、今後の会議開催予定

特になし。

以上で、議長は全ての議案審議が終了したことから、本理事会の議事録署名人として議長の他、原田副会長、中島専務理事を指名し、謝辞の後 16 : 45 閉会を宣した。

以 上